

## 農林漁業施設資金（災害復旧）

果樹の改植、農林漁業施設、共同利用施設の災害復旧に要するための費用を株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業本部）が融資します。

### 貸付対象者の要件：

- (1) 農林漁業を営む者
- (2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等

### 資金使途：

災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金

#### (1) 果樹の改植等（主務大臣指定施設）

果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用

#### (2) 個人施設（主務大臣指定施設）

農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農作物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用

#### (3) 共同利用施設

農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用

**貸付利率：**最新の金利につきましては融資機関にご照会ください。

（参考）平成23年2月21日現在

貸付期間に応じて年0.75～1.35%

果樹、共同利用施設は年0.75～1.60%

**償還期限：**15年以内（果樹は25年以内、共同利用施設は20年以内）  
（据置期間3年以内（果樹は10年以内、共同利用施設は3年以内））

**貸付限度額：**負担額の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額（共同利用施設は負担額の80%）

**融資機関：**株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業本部）  
（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）